

秋田県介護支援専門員連絡協議会 広報

「平成20年度、更なる飛躍に向けて・・・」

秋田県介護支援専門員連絡協議会 会長 福本雅治

平成14年5月に会が発足して早6年が経過しました。その間には介護保険制度の大幅な改正も行われ、介護支援専門員が介護保険制度の要としての位置づけを確保するとともに、責任や期待を背負うことにもなりました。

平成18年に県内9圏域の会組織を3地区に改編し、地区組織、県組織、全国組織の組織体系のもとに会運営や事業展開を図って参りました。会員も年々増強され、現在は1,100名を超える大組織となっており、会員が会に寄せる期待の大きさを感じております。

こうした中で、昨年度は広報部会を立ち上げ、2号の広報を発行し、会員の皆様に情報提供を行っており、皆様からは好評を得ておりましたが、今年度には更に会員の参画を得て、研修部会や調査・研究部会を立ち上げ、研修事業のあり方や介護保険制度の様々な問題を探りながら、介護保険制度の充実に努めて参りたいと考えております。

来年度には介護報酬の改定も行われ、介護保険制度における役割や責任も一層重くなってくることも予測されます。介護支援専門員が社会的評価を高め、身分的保障を確固たるものにしながら、利用者・家族の負託に応えていかなければならないと考えます。

このような意味から、今年は個々の資質向上や会組織の強化の一年になると思っておりますので、当会運営につきましては、ご支援ご協力をお願いします。

【目次】

【会長挨拶】 平成20年度 更なる飛躍に向けて	1
【寄稿】 介護支援専門員に期待すること	2
秋田県医師会 / 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
【報告】 平成20年度秋田県介護支援専門員連絡協議会総会及び第1回研修会	3-10
平成19年度事業報告 平成19年度収支決算 規約一部改正	
平成20年度事業計画 新役員 平成20年度収支予算	
「各地区研修報告」	11
「ケアマネペンリレー」	12
「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り	13-15
<各地区インフォメーション>	16-17
【お知らせ】 秋田県健康福祉部長寿社会課より	18-19
【お知らせ】 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）より	20-24
平成20年度行事予定表（平成20年4月～平成21年3月）	25-27
事務局便り（理事会報告等）	28

【寄稿】 介護支援専門員に期待すること

医療及び地域包括支援センターと介護支援専門員の連携の充実は、今後の秋田県のより良い地域ケアの実現にとっての必要事項のひとつです。ご多忙を承知の上原稿をお願いしましたが快諾いただくことが出来、まずは広報上での連携が適いました。心より感謝申し上げます。

秋田県医師会常任理事 島 仁(小川内科医院)

介護保険制度が始まってから、早くも8年が経過しました。「見切り発車」と言われた開始当初から数々の問題が起こりながらも制度を継続し得たのは、介護に関わる全ての関係者の努力の賜物、と思います。

現状では「医療は医療、介護は介護」となりがちですが、介護という観点から見るとこの二つは密着しており、切り離すことができないものです。介護を必要とされる方は、何らかの身体的・精神的疾病を抱えていることが多く、医療側はそれを支えています。医師も患者さんも、診察室では疾病の治療を第一にしていますので、生活上の悩みや家庭の事情などには、あまり話が向かないものです。しかし、介護の場は自宅や施設ですので、「日常生活」は非常に重要な要素となります。ケアマネジャーの方には、医療の限界を理解していただいた上で、介護を受ける方の希望や不安、家族関係といった日常生活に深く根ざした部分に食い込んでいていただきたいと思います。また、疾病や症状、現在必要な医療等を理解していただいていると、より的確な情報収集に繋がると思います。医療面で不明な点があれば医療側に問い合わせさせていただき、必要な情報を医療側にフィードバックしていただくことが、より良い介護に繋がると思います。

中には、医師と話をするのに遠慮がある方もいらっしゃると思います。効率よく相談や情報提供を進めるために、秋田市医師会HPの「在宅介護支援に関する連絡調整」をご参照ください。また、電話や面会で直接相談される場合には、あらかじめ事前情報や要点をまとめてお知らせいただくと、医師側も準備ができますので、短時間でお互いに有意義な話し合いが出来ると思います。

制度上の不備もあり、難しいところもありますが、お互いの立場を尊重しながら、足りない

ところを補い合い、綿密な連携を築いていけたら、と思っております。

秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長 栗林 孝得

投稿の機会を賜りまして、感謝申し上げます。

また、あるべき姿勢について真剣に向き合うテーマをいただき発言出来ますこと、とても名誉に存じます。

なお、各自の足許である実務経験を下にケアマネジャーとして、ご活躍されている皆様方には、釈迦に説法かと存じますが、お許しください(さしでがましくて、ごめんなさい)。

さて、皆様方の中心のお仕事は、介護保険制度における介護サービス計画(ケアプラン)作成にあります。その展開過程では、サービスの質や量に嘆き、保険者・事業所・地域・家族・本人等の意識格差に驚いたり、一筋縄ではいかない、その魅力にはまりこみ、加えて厳しい労働環境もあつたりしながら、さぞかし格闘の日々であることでしょう(でも、大変だから専門性ですよ)。

そんな中、伝えたいこと、単なるケアパッケージではないですよ、の確認です。ご本人のケア支援視点だけではなく、各介護サービス提供事業所の意識・医療機関の関わり・近隣の眼差し・地域の社会資源や福祉土壌・保険者や制度との絡み、そして家族の抱える課題等に広く目を見遣って、生活支援をしてきていますよね、って言うことです。

ですから、家族アプローチに地域アプローチ、さらにはサービス担当者会議メンバーであるチームでもってネットワークアプローチを意識した、ご利用者を取り巻く多様な生活課題を探る支援者として期待するのです。

(え〜と)特に、協働・連携のメンバーには、当協議会会員センターをよろしくと、お願いです。

【報告】平成20年度秋田県介護支援専門員連絡協議会総会 及び 第1回研修会

平成20年度秋田県介護支援専門員連絡協議会総会及び第1回研修会が、6月7日、秋田県社会福祉会館にて行われました。「平成19年度事業報告ならびに決算」、「規約の一部改正」、「平成20年度事業計画・予算」、「役員の変更」が承認されました。

平成19年度 事業報告

〔総括〕

介護支援専門員は、「介護予防」、「地域包括」、「地域密着」の3つのキーワードに代表される改正介護保険法を十分に理解し、これまで培ってきたスキルを生かし、キャリアアップの仕組みを構築することを含め、今後の制度を担う中核として期待されている。

こうしたなか、今年度は介護保険法に基づいて利用者の自立した日常生活を支援する専門職として知識を深めるための研修会を開催した。ひとつめに、今年度から県北・中央・県南各地区で開催する研修会にどの地区の会員も参加できるようにした。ふたつめには、各地区・圏域組織活動の充実・強化を図るため研修活動等に対して助成金による支援を継続した。また、日本介護支援専門員教会と会員基本情報・会費管理棟の支部機能を担うとともに、日本介護支援専門員協会で開催する研修会や県長寿社会課やLL財団からの情報を広報を通じ会員へ提供を図り、効果的な連携に努めた。

さらに今年度は、広報部会を立ち上げ年2回広報を発行し、会員並びに関係機関・団体等へ情報提供をすることができた。次年度も継続発行し、会員並びに関係機関・団体等へ会の活動の情報を提供する。

〔事業実施内容〕

1 総会の開催

期 日	平成19年5月19日（土）
会 場	秋田県社会福祉会館 10階 大会議室
出 席	121名
議 案	議案第1号 平成18年度事業報告並びに決算について（監査報告） 議案第2号 会費の改訂について 議案第3号 平成19年度事業計画並びに収支予算（案）について

2 監事会の開催

期 日	平成19年4月13日（金）
会 場	秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
案 件	1) 平成18年度事業報告並びに決算監査について 2) 総会の監査報告について

3 理事会の開催（年5回開催）

〔第1回〕

期 日	平成19年4月13日（金）
会 場	秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
案 件	1) 平成18年度事業報告並びに決算見込みについて 2) 平成19年度事業計画並びに予算（案）について 3) 第1回研修会の内容について 4) 総会の進め方について

〔第2回〕

- 期 日 平成19年6月16日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
 案 件 1) 会員の入会状況の確認について
 2) 「秋田県地域ケア体制整備構造」に係る圏域別意見交換会
 参加者の推薦
 3) 部会の設置等事業の進め方について
 4) 年間事業スケジュールの確認について

〔第3回〕

- 期 日 平成19年9月15日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
 案 件 1) 諸連絡（会員状況、広報）について
 2) 研修部会の設置等組織のあり方について

〔第4回〕

- 期 日 平成19年11月17日（土）
 会 場 秋田県心身障害者総合福祉センター 3階 Vルーム
 案 件 1) 上半期事業評価について
 2) 次年度の方針について 3) 諸連絡

〔第5回〕

- 期 日 平成20年2月23日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
 案 件 1) 平成19年度事業報告・決算見込みについて
 2) 本会事業・体制の中期計画案について
 3) 平成20年度事業計画・予算（案）について

4 広報部会の開催（年4回開催）

〔第1回〕

- 期 日 平成19年6月30日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
 案 件 1) 広報部会の設置・構成について 2) 平成19年度の活動計画について

〔第2回〕

- 期 日 平成19年7月21日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
 案 件 1) 第1回広報作成状況について 2) 第2回広報作成（案）について

〔第3回〕

- 期 日 平成19年10月20日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第2会議室
 案 件 1) 第2回広報作成（案）について 2) 発行時期について

〔第4回〕

- 期 日 平成20年1月12日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 9階 第1会議室
 案 件 1) 第2回広報作成（案）内容等について 2) 来年度広報作成・発行時期について

5 秋田県介護支援専門員連絡協議会研修会の開催

- 期 日 平成19年5月19日（土）
 会 場 秋田県社会福祉会館 10階 大会議室
 出 席 121名
 内 容 講演 「こころへのアプローチ 対象喪失への対処という観点から」
 講師 市立秋田総合病院 内科診療部長・精神科長 水俣 健一 氏

6 各地区組織への活動費の助成

県内3地区（県北・中央・県南）組織へ助成（@150,000円×3地区）

7 会員の加入促進

各地区組織において加入促進を図り、会員は1,141名（新規会員191名 賛助会員1団体）となった。（H18年度会員1,093名 賛助会員4団体）

8 全国等会議・研修会への参加

- ・平成19年度第1回日本介護支援専門員協会介護保険全国担当者会議
期 日 5/9（土） 会 場 東京都中央区八重洲山川ビル 福本会長参加
- ・平成19年度第1回通常総会、及び社団法人日本介護支援専門員協会設立総会
期 日 5/27（日） 会 場 東京都千代田区弘済会館 福本・菊地代議員参加
- ・平成19年度第1回日本介護支援専門員協会都道府県事務長会議
期 日 9/8（土） 会 場 東京都中央区八重洲ビジネスセンター 事務局参加
- ・平成19年度第2回日本介護支援専門員協会都道府県支部長会議
期 日 12/1（日） 会 場 東京都港区航空会館 福本会長参加
- ・平成19年度第3回日本介護支援専門員協会都道府県支部長会議
期 日 2/15（金） 会 場 大阪商工会議所 福本会長参加
- ・平成19年度第2回通常総会
期 日 3/23（日） 会 場 東京都港区虎ノ門パストラル 菊地・佐々木代議員参加

9 会議・研修等への協力及び出席

[県関係]

- ・秋田県地域ケア体制整備構想検討委員会 年3回
- ・平成19年度介護予防支援指導者研修
- ・介護サービス評価協議会

[県社協関係]

- ・平成19年度小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・秋田県福祉保健人材・研修センター運営委員会
- ・「福祉の就職総合フェア2007in秋田」福祉資格取得コーナーでの説明・相談
- ・介護情報公表調査に関すること

[LL財団関係]

- ・平成19年度介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）
- ・平成19年度介護支援専門員実務従事者基礎研修
- ・平成19年度主任介護支援専門員研修
- ・平成19年度介護支援専門員実務研修

10 関係機関への協力及び出席

- ・（社）秋田県社会福祉士会設立記念大会
期 日 5/26（土） 会 場 みずほ苑 福本会長出席
- ・平成19年度21世紀の医療を守る会総会
期 日 12/8（土） 会 場 県医師会館 鈴木 信久 氏 代理出席
- ・地域ケアフォーラムPart1
期 日 3/8（土） 会 場 県庁第2庁舎 8階大会議室
- ・地域ケアフォーラムPart2
期 日 3/23（日） 会 場 県社会福祉会館 10階大会議室
シンポジストとして福本会長出席

平成19年度 収支決算

(収入)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減(△)	備考
1. 会費収入	3,803,500	4,219,000	415,500	県北地区 大館鹿角 @1,500×189人=283,500 鷹巣阿仁 @1,500×81人=121,500 能代山本 @1,500×105人=157,500 中央地区 男鹿南秋 @1,500×77人=115,500 秋田市 @1,500×200人=300,000 @4,500分次年度分預かり 本荘由利 @1,500×116人=174,000 県南地区 大曲仙北 @1,500×119人=178,500 横手平鹿 @1,500×120人=180,000 湯沢雄勝 @1,500×134人=201,000 日本介護支援専門員協会入会金 @1,000×191人=191,000 日本介護支援専門員協会年会費 @2,000×1,141人=2,282,000 日本介護支援専門員協会賛助会費 @30,000×1か所=30,000
2. 事業収入	75,000	60,000	△ 15,000	第1回研修会会員参加費 @500×110人=55,000 // 非会員参加費 @1,000×5人=5,000
3. 還元金収入	238,600	238,600	0	日本介護支援専門員H18年度会員取扱手数料 正会員@200×1,093人=218,600 賛助会員@5,000×4か所=20,000
4. 寄付金収入	1,000	0	△ 1,000	
5. 雑収入	1,000	1,302	302	預金利息1,302
6. 繰越金収入	47,082	47,082		
計	4,166,182	4,565,984	399,802	

(支出)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減(△)	備考
1. 会議費	430,000	278,420	△ 151,580	理事会(5回) 200,380 広報部会(4回) 68,080 監事会 9,960
2. 事業費	550,000	485,250	△ 64,750	
① 研修会等開催費	100,000	35,250	△ 64,750	第1回研修会会場料、講師謝礼等
② 圏域組織助成金	450,000	450,000	0	@150,000×3地区(県北・中央・県南)
3. 全国等会議・研修費	100,000	246,665	146,665	4/14東北ブロック代議員旅費 24,620 6/20事務局長会議旅費33,805 全国大会協力金35,000 2/16~17大阪大会旅費助成金@30,000×3人 2/15~17大阪大会支部長会議旅費63,240
4. 全国等会費	2,306,000	2,503,000	197,000	日本介護支援専門員協会入会金191,000 年会費2,282,000 賛助会費30,000
5. 広報費	226,000	370,119	144,119	会報発送費 2回分 160,119 会報印刷費用・紙代等 @94,500+@115,500=210,000
6. 事務費	280,000	281,248	1,248	通信運搬費・振込手数料 31,248 事務委託費 250,000
7. 予備費	274,182	0	△ 274,182	
計	4,166,182	4,164,702	△ 1,480	

※収支差し引き額:401,282円、第2回代議員旅費預り 73,880円を次年度に繰越

合計 0円を次年度に繰越

規約一部改訂 ※下線部が追加・変更箇所。

第2章 会 員

（会 費）

2 会費の納期は、毎年4月末日までとする。ただし、年度の途中に会員となった場合は、第6条の規定により、届出書に添えて納入するものとする。

→ 下線部を削除し、総会終了後2ヵ月以内に変更する。

（退 会）

第8条

（4）正当な理由がなく会費を3年以上納入しなかったとき

→ 下線部を削除する。

第8条

2（3）正当な理由がなく会費を3年以上納入しなかったとき

→ 下線部を削除し、日本介護支援専門員協会の会員資格を失ったときに変更する。

第5章 部 会

（部会の設置）

第24条

2 部会に関する必要な事項は別に定める。

→ 下線部を削除し、部会には、それぞれに担当理事を配置する。に変更する。

3 部会に関する必要な事項は、会長の委託を受けて理事会の議決により別に定めるものとする。

→ 第24条3項を規約に加える。

附 則

第6条 この規約は、議決日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

→ 下線部を規約に加える。

平成20年度 事業計画

〔活動方針〕

平成20年4月から75歳以上の後期高齢者の方々は老人保健制度が変わり、後期高齢者医療制度で医療を受けることになった。

そうしたなか、介護支援専門員は在宅を重視した医療、終末期ケアを含む医療の連携を担う専門職として資質及び社会的地位の向上に努めるとともに専門職の価値と倫理、専門的知識、技能や職能としての自立が今後ますます求められることになる。

また今年度は、日本介護支援専門員協会が発足当初から検討している公益社団法人（税法上の優遇を受けられることができたり、寄附によって財源の確保ができる）を取得すべく役員と協議を進めており、それに伴い都道府県支部も組織の基盤と資金的基盤の強化を目指し、今後公益社団法人に準じた定款の作成が求められる。さらに、会員に向けての事業全体の質・量を底上げしていくことを目指した計画を策定するとともに、地区組織との連携を強化しながら各種事業並びに法人化への取り組みを検討していく。

〔事業計画内容〕

1 組織の強化・拡大

会員の加入促進を図るために、各地区組織において未加入者への情報提供並びに呼びかけを積極的に行うほか、規約に記載される部会の設置や委員構成について検討し、組織基盤を強化する。また、公益社団法人化に向けて定款や規約の策定などの取り組みを検討する。

2 会務の運営

- 1) 総会（年1回）6／7（土） 2) 理事会（年5回） 3) 監事会（年1回）4／19（土）
4) 部会（必要に応じ開催） ①研修部会 ②調査・研究部会 ③広報部会

3 各地区研修会の開催・助成

介護保険制度改正に向け、当面する課題等への対応の検討が求められており、各地区単位で自主的に行う文書発送や広報活動などの組織活動に対し助成する。

助成額 1地区 150,000円 3地区（県北・中央・県南）

4 研修会の開催

〔第1回研修会〕

県協議会総会終了後、資質向上並びに知識等共有するため講演会を行う。

期 日 平成20年6月7日（土）

会 場 秋田県社会福祉会館 10階 大会議室

対象者 会員及び県内の介護支援専門員

内 容 講演 介護保険の動向と介護支援専門員の役割

講師 日本介護支援専門員連絡協会 副会長 鷲見 よしみ 氏

〔各地区研修会〕

各地区にて全体研修会をそれぞれ開催する。企画・運営は各地区組織主体となっていく。

期 日 平成20年6月頃～2月頃

会 場 県内3地区（県北・中央・県南）

内 容 各地区にて企画・県レベルから全県に案内・取りまとめは各地区

5 情報活動の展開

制度改正等の動きや各地区組織における取り組みを紹介するとともに、会員への情報提供のあり方を研究しながら、広報活動に努める。また、今年度も各会員ひとりひとりに対する年2回（8月、2月）の広報誌発行を行う。

6 日本介護支援専門員協会全国会議、研修等への協力及び参加

- 1) 日本介護支援専門員協会への代議員の派遣
2) 介護支援専門員協会研究大会・勤務体系別研修等への参加

平成20年度 役員一覧（自：平成20年 4月 1日 至：平成22年 3月31日）

会 長・・・福本 雅治（県北地区介護支援専門員協議会）

副会長・・・佐々木生久夫（県南地区介護支援専門員協議会）

佐藤 哲彦（中央地区介護支援専門員協議会）

理 事・・・春日 富士子 米川 譲（県北地区介護支援専門員協議会）

長尾 良子 木原由美子（中央地区介護支援専門員協議会）

小松 京子 渡部 勝（県南地区介護支援専門員協議会）

監 事・・・川浪 妙子（中央地区介護支援専門員協議会）

齋藤 潤一郎（県南地区介護支援専門員協議会）

事務局・・・根田 一 小松 弘幸（秋田県社会福祉協議会）

平成20年度 収支予算

平成20年度 秋田県介護支援専門員連絡協議会
収支予算書(案)

(収入)

(単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減(△)	備考
1. 会費収入	4,214,500	3,803,500	411,000	県北地区 大館鹿角 @1,500×189人=283,500 鷹巣阿仁 @1,500×81人=121,500 能代山本 @1,500×105人=157,500 中央地区 男鹿南秋 @1,500×77人=115,500 秋田市 @1,500×200人=300,000 本荘由利 @1,500×116人=174,000 県南地区 大曲仙北 @1,500×119人=178,500 横手平鹿 @1,500×120人=180,000 湯沢雄勝 @1,500×134人=201,000 日本介護支援専門員協会入会金 @1,000×191人=191,000 日本介護支援専門員協会会費 @2,000×1,141人=2,282,000 日本介護支援専門員協会賛助会費 @30,000×1か所=30,000
2. 事業収入	75,000	75,000	0	第1回研修会参加費 @500×150人=75,000
3. 還元金収入	234,000	238,600	△ 4,600	日本介護支援専門員H19年度会員取扱手数料 正会員@200×1,141人=229,000 賛助会員@5,000×1か所=5,000
4. 寄付金収入	1,000	1,000	0	
5. 雑収入	1,000	1,000	0	預金利息等
6. 繰越金収入	401,282	47,082	354,200	
計	4,926,782	4,166,182	760,600	

(支出)

(単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減(△)	備考
1. 会議費	450,000	430,000	20,000	理事会 300,000 監事会 30,000 部会等 120,000
2. 事業費	550,000	550,000	0	
①研修会等開催費	100,000	100,000	0	第1回研修会 100,000
②圏域組織助成金	450,000	450,000	0	@150,000×3地区(県北・中央・県南)
3. 全国等会議・研修費	300,000	100,000	200,000	旅費が支給されない関係会議への役員出席旅費 支部長会議及び代議員旅費等
4. 全国等会費	2,503,000	2,306,000	197,000	日本介護支援専門員協会入会金・年会費・賛助会費
5. 広報費	411,000	226,000	185,000	会報発送費 @90,000×2回=180,000 会報印刷費用・紙代等 @115,500×2回=231,000
6. 事務費	280,000	280,000	0	通信運搬費 20,000 振込手数料 10,000 事務委託費 250,000
7. 予備費	432,782	274,182	158,600	
計	4,926,782	4,166,182	760,600	

第1回研修会「介護報酬改定～ケアマネジャーに今求められること」 日本介護支援専門員協会 副会長 鷺見 よしみ氏

第1回研修会では、鷺見よしみ副会長に、来年度の介護報酬改定を見据えたテーマで、2005年改正後の介護保険全般を振り返っていただきながら、ケアマネジャーに今求められることとお話いただきました。鷺見副会長は「正道」という言葉で表現されましたが「利用者の本来の姿をつかまなければならない」という話が印象的でした。また、歯科医師でもある鷺見副会長がケアマネジャーを志した経緯を伺いながら、利用者の生活を守るという気概の大切さをあらためて考えさせられました。

○後期高齢者医療制度

現在、周知不足などで国民に混乱や不安を与えているが、これは、効果的な医療・介護サービスの提供のために始まった制度である。たとえば「退院時調整」などの場面で、医療・介護・福祉サービスの連携により、切れ目のないサービスを提供することを目的とする。高齢者が住み慣れた地域で安心できるような生活を守る「生活重視」のための制度であることを理解していただきたい。

○2005年改正以降の居宅介護支援事業所に関する調査：三菱総研より

介護報酬はアップしているものの、ケアマネジャー一人当たりの給付額は減っている（月額：345,000円→285,000円）。標準担当利用者数が35人に減ったことや要支援者の増加が原因。

ケアマネジメントプロセスを遂行する力は向上。主治医との連携は向上せず。

「自分の力量に自信がない」「賃金安い」「記録ものが多い（医師も記録ものが増えた）」

「制度改革が多く対応できない」などの悩みは相変わらず多い。

○書類作成業務の見直し

ケアマネの書類等、介護保険事業所の書類、たとえば重複していると思われるもの等が一部簡素化される可能性もある。（医師も同様のようである）

○介護労働者の課題

適正な労働処遇の確保が求められる。給与、キャリアアップ制、事務負担軽減、そして、志の高い職員の働きやすい環境整備が必要。

○日本介護支援専門員協会

情報媒体としてメールを活用して協会とつながってほしい。協会からはメールマガジンを送っている。

事業推進のため会費増額を検討している。

○正道の追求

利用者の意向を汲むだけではない。利用者の本来の姿をつかまなければならない。

○その他

生まれてくる子供の数より100歳以上の人口が多い時代に突入。

訪問介護と居宅介護支援は、事業所の取り消し数が多い一方評価も高いサービス。それだけ利用者の身近にいるということ。

四点杖、歩行器のレンタル廃止及び購入制は見送りとなった。

【研修報告】

中央地区介護支援専門員協議会 第1回研修会 「秋田県の地域ケア体制について ～後期高齢者医療制度」

講師：秋田県健康福祉部
福祉政策課 照井 信広 氏
長寿社会課 山田 克宏 氏

日時：平成20年5月17日（土）
10時30分～12時15分

会場：秋田県社会福祉会館10階大会議室

秋田県地域ケア体制整備構想が策定されています。（会員の皆様は美の国秋田ネットで要チェック）

秋田県医療適正化計画、介護保険事業支援計画等との内容と調和が保たれるように推進されるものですが、今後の課題は具体的な運用とのこと。

「少子高齢化全国一」「低所得」「広く、雪深く、住宅・医療機関が点在している」「三大生活習慣病による死亡率の高さ」等といった秋田県のネガティブな特徴に向き合う際に、今後は各地域の主体的な取組み、地域の居宅及び施設の介護支援専門員の意見・姿勢が一層重要になってくると思われます。

県北地区介護支援専門員協議会 第1回研修会 「高齢者福祉における医療」

講師：秋田看護福祉大学
学長 佐々木 英忠 氏

日時：平成20年4月26日（土）
10時00分～

会場：北部老人福祉総合エリア

講演全体を通して感じた事は、違う分野のお話を聞く事での気付きの多さでした。例えば、一般的には肉より魚をとられているが、高齢になるに従い良質のタンパク質摂取のためむしろ肉を多く摂る事が重要なのだとか。

また、嚥下反射を高めて肺炎の発症率を抑えるのに、口腔ケアや食べ物の温度管理（温かい物は温かく、冷たい物は冷たく提供する）が有

効との説明もありました。嚥下反射については、唐辛子の成分による刺激の効果やそれを用いた薬の開発に関わったお話、更には某所に奉られているせきどめ地蔵（供物は唐辛子）なる物から学ぶ先人の知恵などとても幅広い内容でした。

その他にも興味深いお話をたくさん聞かせて頂きましたが、医学的根拠に基づくその内容は、我々福祉と呼ばれる分野の常識とは全く反対の事であったり、我々の常識と言われてきた事に正しい根拠を与えてくれる物であったり、またある物は現場におけるサービスに重要なヒントを与えてくれる非常に刺激的な物でした。

尚、佐々木先生の軽快なテンポと独特な言い回しで会場は終始笑いに包まれていて、癒されたと感じた方も多かったのではないのでしょうか。不謹慎を承知で結ばせて頂ければ、とても楽しいひと時でもありました。

県南地区介護支援専門員協議会 第1回研修会 「介護保険制度をめぐる動向」

講師：厚生労働省老健局計画課
課長補佐 田仲 教泰 氏

日時：平成20年6月18日（日）
14時00分～16時00分

会場：湯沢ロイヤルホテル

「介護保険制度をめぐる動向」をテーマに、私たち介護支援専門員に今何を求められているのだろうかと思案しながら、講演を聞きました。現在は、高齢者人口のピークの前夜で、2015年には団塊の世代が前期高齢者に到達し、その10年後は高齢者人口がピークの3,500万人となります。認知症高齢者や一人暮らしの世帯の増加、急速に高齢化する都市部など・・・様々な多くの課題が指摘され、明るい話題は聞かれませんでした。

研修終了後は、お決まりの懇親会でレク実行委員による楽しいイベントの始まり～。県南地区の協議会は飲ミニケーションで親睦を深め、今後ますます発展していく予定です。



ケアマネ・ペンリレー



子供の運動会からオリンピックまで、見ていてドキドキするのはリレー競技です。このコラムは今のところバトンを受ける人だけがドキドキしているようです。皆さんにも4年に1回でもバトンが渡ればいいのですが・・・。会員数が千人を超えるリレーは歴史的な積み重ねを目指していくこととなりますが、早くリレー参加したい方は、現在、当会事務局にて受付中です。



～ 毎日が一生懸命 ～

中央地区「かみの里居宅介護支援センター」長尾良子さん

こんにちは！ 居宅ケアマネとして8年目になります。手探り状態で何度も挫折しながら今日まで続けられたのは、何よりも人生のちょっとだけ先輩であるご利用者さんとそのご家族との関わりのなかで、多くのことを学ばせていただいたからだと思います。そしてご質問やご相談をお受けするたびに、自分の無知・無力さを痛感することになり、福祉の勉強を始めるきっかけにもなりました。悩みぬいて、そして勇気を出して飛び込んだ学生生活は、年齢層が20歳前後～70歳代と幅広く、自分より年上の方がいたことに安堵感を覚えたのと同時に、福祉・医療・行政関係者の方が多くいることに刺激を受け、随分と皆さんに助けられ、支えられ、今思えばあっという間の5年間でした。

私が普段から心がけていることは、当然のことですがご家族も含めてご利用者さんとのラポールを大切にすることです。介護をされる側だけではなく、介護をする側のQOLの向上も目指し、お互いが元気に生活を送っていただきたいと願っているからです。過不足の無いサービスを利用できることが理想ですが、現実の在宅介護はそれぞれ厳しいものがあります。そこでフォーマル以外の社会資源の活用が重要となってきます。いつでもご利用者さんがチョイスできるように社会資源の情報の収集に努め、その引き出しをいっぱい準備したいと思っていますが、社会資源が不足しているのか、ただ単に自分が知らないだけなのか、まだ引き出しの準備ができていません。これからはネットワークを広げ、人との出会いを大切にして、社会資源の一環としても活かすことができると考えております。

また、ケアマネの研修などで、「ケアマネは介護保険制度の要」と講師の方がお話しすることがあります。広辞苑で「要」とは、もっとも大切な部分、肝要な箇所とありますが、日々の業務のなかでは、介護保険制度以外の他法・他施策もときには必要となり、福祉のコンシェルジュ的な役割を期待されているのだらうと思います。しかし現実には、減算にならないための業務に追われる毎日で、「本当にこれでよいのだろうか」と疑問に感じることもあるのは私だけでしょうか。声を大にして「秋田県のケアマネはみんな一生懸命がんばってらで～」と言いたいですよね。

広報誌から多くの情報を知り、会員の皆様のご活躍ぶりを拝見できますことは、とても力強く、楽しみにしております。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

次は県南地区から

「仙北市社会福祉協議会 田沢湖ケアマネステーション」草薨圭子さんです。



「日本介護支援専門員協会」ホームページ便り

週に1回程度でしょうか、日本協会から様々な情報が入ります。情報の種類としては「日本における介護保険の動き」といった大きな内容が多いようですが、介護支援専門員個人にとって、方向性や討議内容を経過から確認することは参考になるものと考えます。今回も紙面に一部抜粋いたしました。

★*:★*:~————— 2008.7.23 ———

日本介護支援専門員協会 メールマガジン No.32

●2●行政のうごき(資料はホームページから！)

◇ケアプラン点検支援マニュアルについて◇

(H20.7.18 厚生労働省/介護保険最新情報Vol.38)

- ★ 介護保険の保険者である市町村が、ケアプラン点検を行う際に基本となるマニュアルが厚労省老健局振興課によって作成されました。
- ★ 各都道府県が平成19年度に策定した「介護給付適正化計画」に基づいて、都道府県と保険者が一体となった給付適正化の取り組みが今年度から本格的に実施されます。国が重要と考える5つの事業(①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費の通知)については、平成22年度までに全ての保険者で100%実施していることが国の期待する目標となっています。(メルマガ第29号参照)
- ★ 給付適正化というと、どうしても過剰なサービスを削除していくことに力を注がれがちな面がありました。また、ケアプラン点検については保険者自身、そのやり方がわからずに実施していないという問題点もあげられていました。
- ★ このような点を踏まえ、今回示されたマニュアルは、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、利用者の「自立支援」に資するプランになっているかどうかを保険者と介護支援専門員と一緒に確認しながら介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「質の高いケアマネジメント」を目指すことを重視した内容になっています。
- ★ マニュアルは、第1～3表および分析表(課題項目分析関係)について全部で42の質問項目があり、1問ずつそれぞれ、質問→目的→解説→留意事項→確認ポイント→類似、補足の質問で構成されています。
- ★ 点検を効率的に実施するためには、必ずしも42問全てを行う必要はなく、保険者が趣旨を理解して必要な項目だけを活用することも大切とされています。また、事業所側の事務負担を考慮し、資料は必要最小限にすることも基本姿勢としてあげられています。

★*:★*:~————— 2008.7.25 ———

日本介護支援専門員協会 メールマガジン No.33

7月24日に「安心と希望の介護ビジョン第1回会議」が開催されましたので、お知らせします。

===== お知らせメニュー=====

1. 安心と希望の介護ビジョン(第1回)

=====

- ★ 持続可能な介護保険の構築、地域ケアの構築、介護従事者の人材確保、医療と介護の連携など様々な課題に対して、将来を見据えた改革が必要であることから、舛添厚労大臣直結でこの会議は設置されました。大臣は現実の政策につながる会議だとしています。
- ★ メンバーは、厚労大臣・副大臣のほか、座長の前田雅英氏(首都大学東京都市教養学部長)をはじめとする学者を中心に、保険者、遠距離介護を考える会の代表等で構成されています。事務方は坂本審議官・宮島老健局長をはじめ老健局の各課長・室長です。
- ★ 第1回会議は、介護を取り巻く状況について、大澤老健局総務課長が資料に基づいて説明した後、メンバーが50音順に意見を述べるという形式が取られました。
- ★ 会議について大臣は、「医療については医療ビジョン会議で、①医師不足、②地域ネットワーク再生、③国民参加の3本柱を位置づけ、予算策定に向け具体化していく。介護のことは労働者の処遇、離職率の高さが国会でも問題になっている。遠距離介護や認知症ケアの課題も危機的状況という認識をもっている。何より現場が大事であり、霞が関や国会の視点ではなく、国民の視点に立ち、できるだけ視察をしてナマの状況をみて政策に反映する。年末に介護報酬を上げるというだけでなく、今は苦しいが明るい未来があるということが見えないといけない。労働者や国民から、光が見えたといわれる内容をまとめてほしい。それを年末編成で形になるよう実行する、という決意で臨む」と説明し、長期の希望のビジョンと、目の前で苦しんでいることへの対応を並行して行う考えを示しました。
- ★ 会議の位置づけについて、「社会保障国民会議と社会保障審議会があるのに、なぜこの会議は設置されたのか」(袖井孝子氏:お茶の水女子大名誉教授)と質問がありました。
- ★ これに対して大臣は、「医療ビジョン会議報告をみてもらえばわかるが、これの介護版だ。医師の数等、ビジョン会議があったからできた話。審議会は山ほどあ

るが、誰の責任もない。密室とは言わないまでも、良いことが決まっても発信力がない。介護は全国民が関心を持っていることでもあり、一番『発信力』を持つ会議にしたい。総理ともぶつかるし、財務大臣とも戦う。医療ビジョンは政策を実現するツールとして大きな意味をもったので、同じようにやりたい」と答えました。

★ ケアマネジャーに関することでは、こんな意見が出されています。石川誠氏(初台リハビリテーション病院理事長)は、「介護保険導入前と比べて在宅ケアはよい方向に進んでいると思う」としながらも、リハビリ前置がなくなった感がある等、専門医としての意見を述べました。さらに、ケアマネジャーと主治医(かかりつけ医)の連携の件で、「医療と介護を一体化していくという意識改革が遅れているのではないか。制度では良い理念が訴えられているが、ケアマネジャーは、優秀な人とそうでない人が玉石混淆している。医療と介護を一緒にやるというムードは、ケアマネと主治医が車の両輪となってできることであり、これができればよりよい制度になる」と述べました。

★ 利用者の側からは、「介護保険、ボランティア、民間サービス等、多様化するサービスの中で、必要なサービスにたどりつくのが大変。正しい情報が集約されていると良い。それを仲介するのがケアマネだが、色々な人がいる。頼りにしたい存在であるため、ケアマネのサービス内容がわかるように、また連携のとり方もわかるようにしてほしい」(太田差恵子氏:NPOパオッコ理事長・遠距離介護を考える会)という意見がありました。

★ 石川良一氏(東京都稲城市長)は、「地域力を見直す中で、自助、公助、共助のうち共助を再構築することが重要であり、保険の中だけでなく、地域力を活用することが負担減にもつながる」と提案しました。

★ これに対して大臣は、「地域包括支援センターが本場に動いているかという問題がある。箱モノをつくっただけで回るのかどうか。これがなくてもリーダーがしっかりしていれば動いていくのではないか。地域のネットワークづくりは大きなビジョンの柱の一つになる。イニシアティブは地方がとるべきで、地方自治そのもの」と話しています。

★ 「介護保険はどこまでカバーするのかを議論すべき。ニーズに全て対応するのか。予防は重要だが、なぜ介護保険で行うのか、もっとシンプルにしてもよいのでは。痛み分けで、ある程度国民も我慢すべき」(袖井氏)。

「できることでも暮らしにくさから利用者の要求が高まることがある。できないことは支援するが、できることは自分でやる意識を、本人以外にも高める必要がある」(村田幸子氏:元NHK、ジャーナリスト)。

「15・18年改定で制度と報酬が複雑になり使いにくい。ケアプランと予防プランが2元化したのもわかりにくい。

介護保険の持続可能性ということは大事だが、いつも財源ありきの論議では安心と希望を持てるのかと感じている。国民は最後のセーフティネットを欲しており、終の住みかの整備が必要。施設の介護者は利用者の尊厳に配慮し、1人ひとりの人格に対してサービス提供している。介護報酬でみてほしい」(村上勝彦氏:帯広けいせい苑施設長)。

などなど、様々な意見があがりました。

★ これらの意見は現状と課題を整理して、長期ビジョンか短期ビジョンか、理念か政策か、はたまた現実か夢か、ようは理想の制度を目指しつつも今ある制度を多少解体してよりよいものにしていくための論点整理をまず行うべきとされました。

★ 今後は、関係者からのヒアリングや現場の視察を8月中から9月初旬に行った上で再び議論が展開され、年末まで(11月を目途)に、ビジョンが取りまとめられる予定です。

★*:。★*:~————— 2008.8.1 ———
日本介護支援専門員協会 メールマガジン No.34

===== お知らせメニュー =====

1. 有限責任中間法人登記手続きについて 会長 木村隆次

=====

おかげさまで、8月1日付で有限責任中間法人としての登記手続きをいたしましたので、ご報告を申し上げます。本年12月1日には、新しい公益法人制度が施行され、それと同時に中間法人法廃止により、自動的に一般社団法人へ移行することになります。ここで一旦立ち止まり、今後の公益社団法人取得を目指すことを前提に、定款等認定基準を満たすためのさまざまな検討、準備を行う予定です。

日本介護支援専門員協会が法人としての道を歩き出したことにより、介護支援専門員に対する国民からの社会的期待と信用は今にも増して大きなものになっていくはずです。

本年6月19日に発表された福田総理が開催する社会保障国民会議の中間報告においても、介護支援専門員への期待は相当なものがあります。この期待に応え、ケアマネジメントを確立することにより国民の福祉向上のためにさらに有益な会となるよう、会員の皆様と一丸となって頑張る所存です。

引き続き宜しく願い申し上げます。





日本介護支援専門員協会

協会ロゴバッジのご案内

—好評発売中!!—

1個500円
(税込)

当協会ロゴマークのピンバッジを作成いたしました!! (約1cm角)
このロゴマークは、Japanの「J」を人と見立て、Managerの「m」をハートにして包み込んだイメージを表現しております。
是非、この機会にお買い求めください。



◆ご注文方法

- ①郵便局に備え付けの郵便払込用紙にて下記郵便口座に事前にバッジ代と送料代を合わせた金額をお支払いください(必ずお名前・ご住所・お電話番号の記入をお願いいたします)。
- ②注文用紙に必要事項をご記入の上、当協会事務局宛にFAXにて送信してください。
- ③上記事項を事務局にて確認後、発送いたします。

郵便口座:00110-9-741805
日本介護支援専門員協会

注文個数	送料
1~4個	160円
5~15個	300円
16~20個	800円

【お問い合わせ・送付先】日本介護支援専門員協会 事務局 佐藤 里美
〒103-0027 東京都中央区3-3-3八重洲山川ビル6階 E-mail:info@jcma.gr.jp
TEL:03-3548-7955 FAX:03-3548-7956 http://www.jcma.gr.jp/

切りとり線

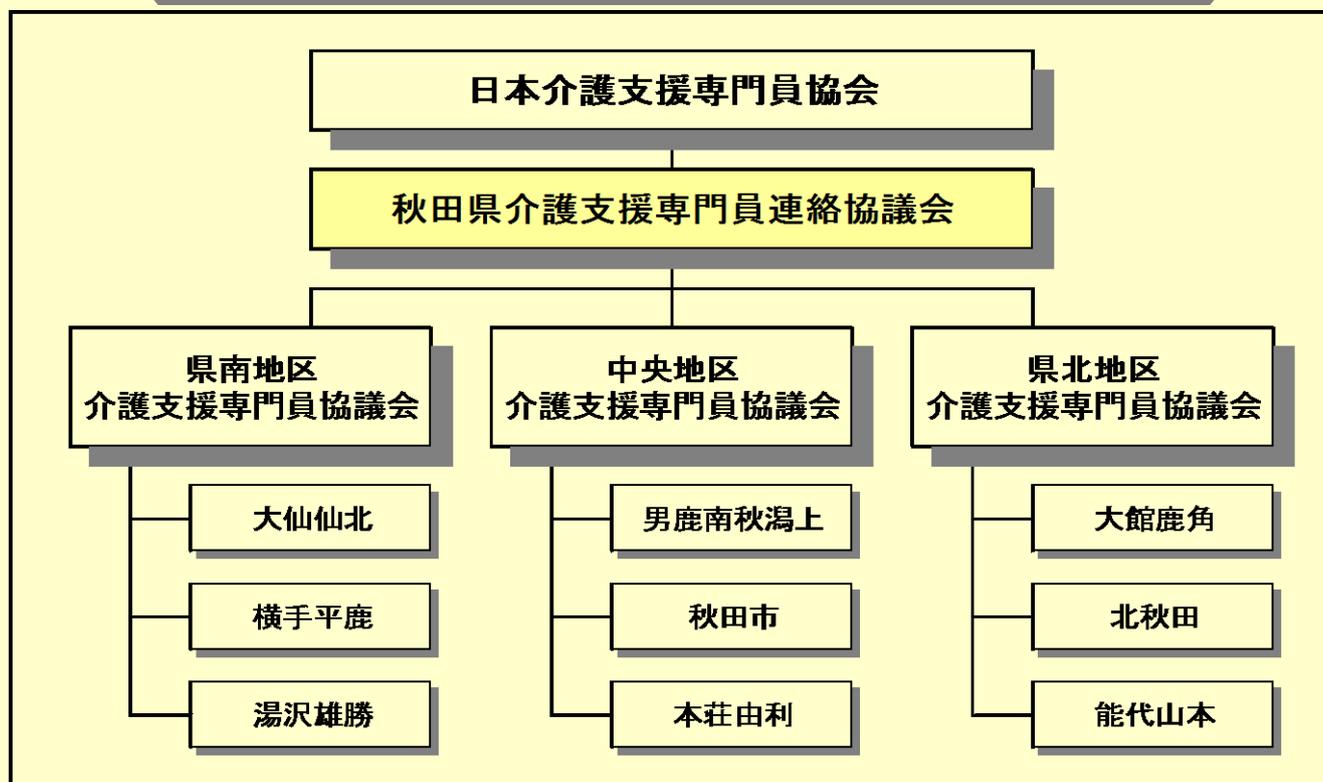
協会ロゴバッジ注文書

200 年 月 日

ご住所(〒)【ご自宅・勤務先】		
◆勤務先名()		
お名前(フリガナ)	会員番号	
ご注文個数 1個 500円(税込) _____ 個		
TEL	FAX	

※上記内容は事務連絡、各種ご案内等に使用させていただくことがございます。

秋田県介護支援専門員協議会 各地区インフォメーション



県北地区介護支援専門員協議会

地区会長 福本 雅治（東恵園地域生活支援センター）
 事務局 花田 優（東恵園地域生活支援センター）
 TEL.0186-31-0100 FAX.23-8030
 地区会員 392名（平成20年8月1日現在）

今年度は役員改選が行われました。新役員一同、精一杯頑張りますので、よろしくお願い致します。

【平成20年度 今後の研修会について】

- 8月31日（日） スーパービジョン研修会 講師：武蔵野大学教授 佐藤 信人氏
- 10月11日（土） 認知症ケアの考え方と技術 講師：NPO法人 認知症ケア研究所 六角 遼子氏
- 10月31日（金） 先進地視察 仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館
- 11月 1日（土） 特別養護老人ホーム せんだんの館 テルベ
- 12月13日（土） 演題未定 講師：日本介護支援専門員協会 会長 木村 隆次氏

昨年度、県北地区では、大小5回の研修会を行いました。今年度も以上のような研修会を企画しております。10月に予定している、認知症をテーマとした研修会では、認知症ケア研究所の六角遼子氏を招いて能代市で開催致します。中央・県南地区の会員の方も、地区を越えて是非、足を運んで頂ければと思います。

中央地区介護支援専門員協議会

地区会長 岩谷 淳志（ケアプランセンターてんのう）
 事務局 清水由美子（清水社会福祉士事務所）
 TEL.018-839-2268 FAX.838-4888
 地区会員 約393名

【制度を見据えること】

この4月から新しく始まった制度で印象的だったのは、メタボリックシンドローム及び予備軍をみつけるための特定健診・特定保健指導、そして「後期高齢者医療制度」です。ケアマネジャーにとってどちらも深く探って行きたい制度でしたが、メタボリックシンドロームについては、会員の独学・自己管理に委ねることとし、今年度の一回目の研修会のテーマとして、後者の「後期高齢者医療制度」を取り上げることとしました。少々欲張ってしまい「秋田県の今後の地域ケア体制の見通し」も合わせて確認したく、秋田県健康福祉部の福祉政策課と長寿社会課のお二方の担当者から講義をいただきました。

居宅・施設のケアマネジャー問わず、年々業務に関係する書類が多くなってきたのは、新しい制度が出来るからではないかと考えたりします。世の中を良くするために、色々な制度又は制度改正があるのだとは思いますが、そろそろ追いついていくのに難儀になってきたという方もいるでしょう。ある利用者さんから「郵便物が多い。昔はこんなに来なかった。内容も難しい。」という話を聞いたことがあります。

いずれにしても、来年は介護保険改正の年です。現在の制度を一刻も早く整理し、本来のケアマネジメントに集中できる環境を整え、改正の年度を迎えることができればと思っています。

県南地区介護支援専門員協議会

地区会長 佐々木 生久夫（羽後町高瀬居宅介護支援事業所）
 事務局 佐々木 尚敏（羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所）
 TEL.0183-62-5313 FAX.62-5314
 地区会員 411名

【主な活動内容】

“県南地区介護支援専門員協議会”として発足し、2年が経ち、地区会員も400名を越える会員数となりました。

昨年度は、会員の資質向上を目的に4委員会(学術研修、制度運用、渉外広報、レクリエーション)の強化を図ってまいりました。平成20年度は役員改選に伴い、新たな体制となり始動しています。今年度も、各種研修会の開催や定期的な会報発行を通しての情報提供、会員の親睦深める為のレクリエーション活動を企画し、県南地区の介護支援専門員の資質向上、地域でのネットワークの構築を目標に、役員一同一層力を合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも末長く宜しくお願い致します。

また、会員加入受け付けも随時行っておりますので、会の発展の為にも是非とも皆さまのご加入をお待ち致しております！！

県南4649！！

【お知らせ】 秋田県健康福祉部長寿社会課より

【お知らせ】認知症関連の研修会の開催について

- 秋田県社会福祉協議会では、認知症の人の尊厳ある生活を支援するために、介護職員等を対象に、実践的な知識と技術を身につけるための各種研修を実施しております。
- 平成20年度の研修は次の一覧のとおりです。開催場所は、いずれも、秋田県社会福祉会館（秋田市旭北栄町1番5号）です。
- 参加を希望される場合は、市町村、又は県社会福祉協議会へお問い合わせください。

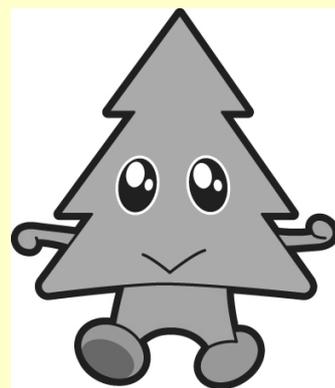
【問い合わせ先】

秋田県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉保健人材・研修担当
TEL 018-864-2775
FAX 018-864-2840

研 修 名	日 程	市町村、事業所への要綱発送	申込み受付期間	市町村での締切月日
認知症介護実践者研修 (第1回)	6/9~13、8/20	5月1日 (木)	終了いたしました。	終了いたしました。
認知症介護実践者研修 (第2回)	9/22~24、 9/30~10/1、12/8	5月1日 (木)	終了いたしました。	終了いたしました。
認知症対応型サービス事業 開設者研修 (第1回)	6/25 (水)	5月1日 (木)	終了いたしました。	終了いたしました。
認知症対応型サービス事業 開設者研修 (第2回)	11/5 (水)	5月1日 (木)	9/22 (月) ~9/29 (月)	9/29 (月)
認知症対応型サービス事業 管理者研修 (第1回)	9/4 (木)	5月1日 (木)	終了いたしました。	終了いたしました。
認知症対応型サービス事業 管理者研修 (第2回)	12/12 (金)	5月1日 (木)	10/8 (水) ~10/15 (水)	10/15 (水)
認知症介護実践リーダー研修	10/16~17、22~24、 29~31、12/17	8月7日 (木)	8/20 (水) ~8/27 (水)	8/27 (水)
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	12/19 (金)	8月7日 (木)	10/8 (水) ~10/15 (水)	10/15 (水)

【お知らせ】「介護サービス情報の公表」制度をご活用ください

- 平成18年度から介護保険制度では、利用者の適切なサービス選択を支援するため、介護サービス事業者に対して、提供しているサービス情報を年1回、公表することを義務づけています。
- これまで18のサービスが公表されていますが、平成20年度には、短期入所生活介護や介護予防訪問介護等の18サービスが公表の対象に追加され、合わせて30サービスが公表されます。なお、同一事業所又は隣接する事業所において、2つ以上の事業を一体的に行っているところは一緒に調査することにしました。
- 介護保険事業所や施設が年1回、指定情報公表センター（秋田県長寿社会振興財団）へ報告する情報には、基本情報と調査情報があります。基本情報は、事業所名、所在地、利用実績、従業者の人員、利用料金などです。また、調査情報は、事業所等に指定調査機関から調査員を派遣して、その実地調査により得られた調査結果です。
- この内容は、利用者個々の介護計画の有無、食事及び排泄介助の研修実施の有無、感染症予防のマニュアルの有無などです。これら2つの情報を併せて情報公表センターのホームページ（インターネット）に掲載しています。
- 介護支援専門員の皆様には、この情報を積極的に利用され、介護サービス利用者や家族の相談に応じる際などにご活用くださるようお願いいたします。



秋田県マスコット スギッチ

【問い合わせ先】

秋田県長寿社会課 介護保険班 TEL:018-860-1366

《広報部会メモ》 目指せ世界一！？

湖の深度、固定コンデンサの出荷額、集成材の出荷額、漆器製家具の出荷額、じゅんさいの出荷量、トングリの収穫量、理容所・美容所の数（人口10万人当たり）、刑法犯検挙率、重要無形文化財の件数、不登校による中学校長期欠席生徒比率（低い順位）等々、これらは、美の国秋田ネットの新着情報（7/18）「秋田県日本一と全国ベスト3あれこれ」の1位の項目から一部抜粋したものです（湖の深度日本一は田沢湖）。

2位の項目には、カメラ用レンズの出荷額、プリズムの出荷額、食料自給率、ホップの生産量、スギの生産量、持ち家比率、清酒の販売数量（一人当たり）等、3位の項目には、原油生産量、風力発電導入量（設備容量）、たらの芽出荷額等があげられています。

数量化しにくい日本一もあるかもしれませんが、自家製漬物量、家に植えている花木の数、相手を思いやる気持ちとか・・・（ちなみに民生委員数(人口10万人あたり)は第3位です)。季節によるかもしれませんが、屋外でのアイスクリーム販売量は日本一のような気がします。

さて、秋田県は高齢化率も日本一かもしれませんが、この高齢社会も、これから高齢化を迎える都市部や世界の国々の参考になる位の地域力で、より良い社会作りができれば世界一も夢ではない？

【お知らせ】秋田県長寿社会振興財団より（LL財団）

■ 平成20年度介護支援専門員各種研修について

平成18年度の介護保険制度改正にともない、介護支援専門員の研修体系も大きく変化いたしましたので、平成20年度に開催を予定している各種研修日程をお知らせいたします。

平成20年度研修の日程（予定となっておりますので、日程等に変更の可能性があります）

研修の名称	受講対象		
(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修	平成19年度から、介護支援専門員として実務に携わっている者で <u>就業後1年未満の者全員が受講（必須）</u>		
開催場所	日 時		申込み
中央シルバーエリア (4日間)	1組目	平成20年 6月18日(水)～21日(土)	申込み期間は終了いたしました。
	2組目	平成20年 9月17日(水)～20日(土)	

研修の名称	受講対象		
(2) 介護支援専門員専門研修 専門研修課程Ⅰ	介護支援専門員の実務に従事している者であって <u>就業後6ヶ月以上の者</u> ※平成15～17年度に実施された介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱを修了していれば、専門研修課程Ⅰは修了したものとみなすことができます。		
開催場所	日 時		申込み
中央シルバーエリア (6日間)	1組目	平成20年 6月11日(水)～13日(金) 7月 3日(木)～ 5日(土)	申込み期間は終了いたしました。
	2組目	平成20年 8月 5日(火)～ 7日(木) 8月19日(火)～21日(木)	
秋田テルサ (6日間)	3組目	平成20年 9月25日(木)～27日(土) 10月 2日(木)～ 4日(土)	

研修の名称	受講対象		
(3) 介護支援専門員専門研修 専門研修課程Ⅱ	介護支援専門員の実務に従事している者であって <u>就業後3年以上の者</u>		
開催場所	日 時		申込み
中央シルバーエリア (3日間)	1組目	平成20年 7月17日(木)～19日(土)	申込み期間は終了いたしました。
中央シルバーエリア (3日間)	2組目	平成20年 9月 5日(金)～ 7日(日)	

秋田テルサ (3日間)	3組目 平成20年10月21日(火)～23日(木)	
中央シルバーエリア (3日間)	4組目 平成20年10月21日(火)～23日(木)	

研修の名称	受講対象	
(4) 介護支援専門員再研修	介護支援専門員として県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者、又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者、又、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者とする事ができる。	
開催場所	日 時	申込み
中央シルバーエリア (7日間)	平成20年度(平成21年1月～3月頃)	今後事務局から通知される開催要綱をご確認ください。

研修の名称	受講対象	
(5) 介護支援専門員更新研修	次のいずれかに該当するものであって、介護支援専門員証の有効期限が <u>1年以内に満了する者</u> ①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者(以下「実務未経験者」という) ②介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として従事している者又は実務に従事していた経験を有する者(以下「実務経験者」という)	
開催場所	日 時	申込み
①中央シルバーエリア (7日間)	※①実務未経験者 平成20年 7月10日(木)～12日(土) 8月22日(金)～23日(土) 8月29日(金)～30日(土)	申込み期間は終了いたしました。
②専門研修課程Ⅰ・Ⅱと同日開催	※②実務経験者 専門研修課程Ⅰ・Ⅱと同日	申込み期間は終了いたしました。

研修費用について

対象研修	受講料	対象研修	受講料	備 考
(1) 実務従事者基礎研修	8,000円	(4) 更新研修	16,000円	受講料の他に更新料が別途かかります。
(2) 専門研修課程Ⅰ	8,000円	(5) 再研修	16,000円	受講料の他に更新料が別途かかります。
(3) 専門研修課程Ⅱ	8,000円			

介護支援専門員証（介護支援専門員登録証明書）の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ

平成18年度の介護保険法改正によって変更になった点について

- ① 介護支援専門員登録証明書及び携帯用介護支援専門員登録証明証が、**介護支援専門員証**（以下「証」）となりました。
- ② 証の交付を受けなければ業務に従事することができなくなりました。**有効期間が5年間**となり、有効期間満了日以降は業務に従事することはできません。
ただし、平成17年度までに介護支援専門員として登録された方については、経過措置があります。（1参照）
- ③ 証の有効期間が1年以内に満了する者は、介護支援専門員証の交付に必要な義務研修として、「**更新研修**」又は、「**専門研修課程Ⅰ・Ⅱ**」を受講しなければなりません。
- ④ 更新をせずに有効期間が過ぎても、県の登録を削除されることはありません。なお、期限が切れますと業務に従事することができなくなりますが、「再研修」を受講し、証の交付を申請することで、業務に従事することが可能となります。
- ⑤ 更新研修の受講対象者は、実務経験の有無により、研修内容が異なります。
 - ・ 実務未経験者・・・証の有効期間が満了するまで介護支援専門員としての従事経験がない者
 - ・ 実務経験者・・・証の有効期間中に介護支援専門員としての実務従事者又は経験を有する者（更新研修においては、実務経験の期間の定めはありません）

【実務経験の範囲】

①居宅介護支援事業所、②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所、③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者、④介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、⑤介護予防特定施設入居者介護に係る介護予防サービス事業者、⑥介護予防諸規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型協同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者、⑦地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員の実務に従事しているもの

- * ただし、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整だけに従事していた等、サービス計画作成業務を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。
- * 居宅介護支援事業所の管理者は、実務経験として認められます。
- * 更新研修の受講要件には、実務経験期間の決まりがありませんので、サービス計画の作成業務に従事した経験があれば、「実務経験者」となります。

1 平成17年度までに介護支援専門員として登録された方の、経過措置について

- 平成17年度までに介護支援専門員として登録されている方は、改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）に「介護支援専門員証」の交付を受けたものとみなされます。
- これらの方の介護支援専門員証の有効期間に関する経過措置は、登録証明書が作成された期日に応じて、次の通りとなりますので、ご自身の有効期間を確認してください。
- 有効期間の確認には、平成18年4月に秋田県から個人宛にそれぞれの有効期間と新登録番号及び介護支援専門員証とみなされる介護支援専門員登録証明書の有効期間を郵送されておりますので、その通知文でご確認ください。なお、登録された住所に郵送したところ「転居先不明」等で返送されており、お手元に届いていない方もおられるようなので、秋田県健康福祉部 長寿社会課 介護保険班へお問い合わせください。（TEL 018-860-1363・1366）

2 介護支援専門員証の更新に必要な研修の受講可能な年度

（年度：該当年4月から翌年3月まで）

実務研修修了年度	有効期間満了日	更新研修対象年度			
		実務 未経験者	実務経験者		
			専門Ⅰ	専門Ⅱ	備考
平成10年度 平成11年度	平成21年1月22日	H20年度	H18～	H18～	介護支援専門員証有効期間中に、「介護支援専門員研修実施要綱」に基づく研修を修了している者については、法第69条の8第2項の規定に基づき、実務経験者に対する更新研修のうち、専門研修課程で履修した課目と同内容の課目を免除することができる。
平成12年度	* 平成21年2月〇日 ～3月31日までの間	H20年度	H18～	H18～	
平成13年度	* 平成21年2月〇日 ～3月31日までの間	H20年度	H18～	H18～	
平成14年度	* 平成22年2月〇日 ～3月31日までの間	H21年度	H18～	H18～	
平成15年度	* 平成22年2月〇日 ～3月31日までの間	H21年度	H18～	H19～	
平成16年度	* 平成23年2月〇日 ～3月31日までの間	H22年度	H18～	H20～	
平成17年度	* 平成23年2月〇日 ～3月31日までの間	H22年度	H18～	H21～	

（*各自の実務研修修了証明書（登録書）が発行された日までとなります）

3 各種手続きの手数料について

制度見直しに伴い、「秋田県介護支援専門員名簿登録管理事業実施要綱」により、介護支援専門員証の交付申請等が申請によることや介護支援専門員管理システムの適切かつ継続的な管理を行うことを目的とし、書換交付・再交付に係る費用を皆様から負担していただくことになりました。

項目	手数料	備考
①登録手数料	2,500円	平成18年度以降の実務研修修了者が、初回に交付申請する場合。(3ヶ月以内に登録申請書を知事に提出する)
②登録移転手数料	3,000円	秋田県での登録を秋田県外に移転しようとする場合。登録を他県より移転し、新たに当県において、介護支援専門員証を申請する場合。(登録移転申請書を知事に提出)
③交付手数料	1,700円	交付を申請する場合。(申請書に写真を添えて、知事に申請)
④有効期間更新手数料	1,600円	更新する場合で、現に有する介護支援専門員証と引き換えに申請する。
⑤書換交付手数料	1,600円	登録後に、氏名又は住所に変更が生じた場合。
⑥再交付手数料	1,600円	亡失、滅失、汚損又は、破損した場合。

*上記の介護支援専門員証の交付等に係る事務手数料については、秋田県手数料条例による。(納付時は、秋田県証紙で納付していただくこととなります)

*更新手数料としては、③と④合わせた金額となります。

*②の登録移転手数料については、受験地の都道府県が介護支援専門員の登録を行うことになっておりますが、他県の居宅介護支援事業所や介護保険施設などの業務に従事している(しようとする)場合は、他県へ登録の移転が可能になりました。

*各種提出様式がございますので、秋田県庁のホームページ(美の国あきたネット)に掲載されております各種申請書の中にあります様式第8号に必要事項を記載し申請してください。(研修とは別途手数料3,300円が必要となります。)

*各種手続きで不明な点や詳細についてお知りになりたい方は、秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班へお問い合わせください。(TEL018-860-1363・1366)

*主任介護支援専門員研修は、11月の開催を予定しております。詳細については、後日、開催要綱等を送付いたします。

《広報部会メモ》【情報】について

- なさけ。思いやりの心。
- ありさま。ありのままの様子 etc

情

報

- ◇ ころ。気持ち。ものごとの感じていく
- ◇ むくいる。心の動き しらせる etc

漢和辞典を引いて、情報とは「ものごとや状況について、役にたつ報告。しらせ。」という意味と捉えました。情報化社会とはこれらが満ち溢れている社会ということでしょうか。実際にインターネットをはじめ多くの情報媒体が存在しています。

介護支援専門員は居宅であったり施設であったり、様々な種類の事業所、立場で仕事をされている方々です。皆様にどれだけの「役にたつ知らせ」を送り届けられるかと考えると身が引き締まる思いですが、この誌面上で「情報」への着眼点を出来るだけ定めていきたいと思っています。

平成20年度秋田県介護支援専門員連絡協議会行事予定表（4月～7月）

4月		5月		6月		7月				
1	火	1	木	1	日	1	火			
2	水	2	金	2	月	2	水			
3	木	3	土	3	火	3	木			
4	金	4	日	4	水	4	金			
5	土	5	月	5	木	5	土			
6	日	6	火	6	金	6	日			
7	月	7	水	7	土	県総会・第1回研修会	7	月		
8	火	8	木	8	日		8	火		
9	水	9	金	9	月		9	水		
10	木	10	土	10	火		10	木		
11	金	11	日	11	水	専門更新研修Ⅰ (1組目)	11	金		
12	土	12	月	12	木		12	土		
13	日	13	火	13	金		13	日		
14	月	14	水	14	土	日本協会支部長会議	14	月		
15	火	15	木	15	日	全国植樹祭	15	火		
16	水	16	金	16	月		16	水		
17	木	17	土	中央地区総会	17	火	17	木		
18	金	18	日	県南地区総会	18	水	18	金		
19	土	第1回理事会	19	月	19	木	基礎研修 (1組目)	19	土	
20	日		20	火	20	金		20	日	
21	月		21	水	21	土		21	月	
22	火		22	木	22	日	22	火		
23	水		23	金	23	月	23	水		
24	木		24	土	24	火	第2回理事会	24	木	
25	金		25	日	日本協会通常総会	25	水	25	金	
26	土	県北地区総会・ 第1回研修会	26	月		26	木	県北地区理事会	26	土
27	日		27	火		27	金	県南地区理事会	27	日
28	月		28	水		28	土	質の向上研修会(石川) マネ模擬試験	28	月
29	火	昭和の日	29	木		29	日		29	火
30	水		30	金		30	月		30	水
			31	土					31	木
										県北地区理事会

平成20年度秋田県介護支援専門員連絡協議会行事予定表（8月～11月）

8月			9月			10月			11月				
1	金	中央地区役員会	1	月		1	水		1	土	第2回広報部会		
2	土		2	火		2	木	専門更新研修Ⅰ (3組目)	2	日			
3	日		3	水		3	金			3	月		
4	月	中央地区役員会	4	木		4	土			4	火		
5	火	専門更新研修Ⅰ (2組目)	5	金	専門研修Ⅱ (2組目)	5	日			5	水	県社会福祉大会 能代市文化会館	
6	水			6		土		6	月		6	木	
7	木			7		日		7	火	県南地区運営委員会	7	金	
8	金		8	月		8	水	就職総合フェア ビューホテル	8	土	施設研修会 主任研修 ～9日		
9	土		9	火		9	木	県北地区理事会	9	日			
10	日	質の向上研修会	10	水		10	金		10	月			
11	月		11	木		11	土	県北認知症研修会	11	火			
12	火		12	金		12	日	質の向上研修会	12	水	主任研修		
13	水		13	土		13	月		13	木			
14	木		14	日	地域包括ケア研修会 (～15日)	14	火		14	金			
15	金		15	月			15	水		15		土	
16	土		16	火		16	木		16	日			
17	日		17	水	基礎研修 (2組目)	17	金		17	月			
18	月		18	木			18	土	試験準備	18	火		
19	火	専門更新研修Ⅰ (2組目)	19	金	日本協会支部長会議	19	日	実務研修受講試験	19	水			
20	水			20	土	質の向上研修会 第3回理事会	20	月		20	木	主任研修	
21	木			21	日		21	火	専門研修Ⅱ(3組目) 会場2ヶ所(テルサ・シル バールエリア)	21	金		
22	金	更新研修実務無し	22	月		22	水			22	土		
23	土			23	火	秋分の日	23	木		23	日	勤労感謝の日	
24	日		24	水		24	金		24	月	県南地区第2回研修会 振替休日		
25	月		25	木	専門更新研修Ⅰ (3組目)	25	土		25	火			
26	火		26	金			26	日		26	水		
27	水		27	土			27	月		27	木		
28	木		28	日			28	火		28	金		
29	金	更新研修実務無し ～30日(土)	29	月		29	水		29	土	第4回理事会		
30	土	県北地区 (スーパージョイント研修会) 30日 or 31日	30	火		30	木		30	日			
31	日					31	金	県北(先進地視察研修 会)仙台市～1日					

平成20年度秋田県介護支援専門員連絡協議会行事予定表（12月～3月）

12月		1月		2月		3月	
1	月	1	木	1	日	1	日
2	火	2	金	2	月	2	月
3	水	3	土	3	火	3	火
4	木	4	日	4	水	4	水
5	金	5	月	5	木	5	木
6	土	6	火	6	金	6	金
7	日	7	水	7	土	7	土
8	月	8	木	8	日	8	日
9	火	9	金	9	月	9	月
10	水	10	土	10	火	10	火
11	木	11	日	11	水	11	水
12	金	12	月	12	木	12	木
13	土	13	火	13	金	13	金
14	日	14	水	14	土	14	土
15	月	15	木	15	日	15	日
16	火	16	金	16	月	16	月
17	水	17	土	17	火	17	火
18	木	18	日	18	水	18	水
19	金	19	月	19	木	19	木
20	土	20	火	20	金	20	金
21	日	21	水	21	土	21	土
22	月	22	木	22	日	22	日
23	火	23	金	23	月	23	月
24	水	24	土	24	火	24	火
25	木	25	日	25	水	25	水
26	金	26	月	26	木	26	木
27	土	27	火	27	金	27	金
28	日	28	水	28	土	28	土
29	月	29	木			29	日
30	火	30	金			30	月
31	水	31	土			31	火

事務局だより

会員の皆様に、秋田県介護支援専門員連絡協議会の理事会での討議内容をお伝えしたいと考え、今回から議事録の抜粋を掲載いたします。年2回の広報誌で、年5回の理事会議事録をどの程度掲載できるかどうか、広報部会としても工夫を凝らして参ります。ここ最近の理事会の議論は、介護保険制度の要としてのケアマネジャーの役割・業務が増していくのに比例して、深く多岐にわたる様になっているという印象を持っています。

● 6/24(火)第2回理事会 より

(1) 会員の入会状況の確認について

県北地区では、今現在402名であり、県南地区及び中央地区は確認のうえ、事務局へ連絡することとし8月末まで会費納入期限とした。

(2) 部会の設置等事業の進め方について

今年度は調査・研究部会及び研修部会を立ち上げることとし、規約の第5章部会第24条2項に「部会には、それぞれ担当理事を配置する」とある。規約に沿って、部会の担当理事を理事会で決定した。

調査・研究部会：春日理事（部会長）、木原理事

広報部会：渡部理事（部会長）、長尾理事

研修部会：米川理事（部会長）、小松理事

代議員：福本理事、佐藤理事、佐々木理事及び県ケアマネ協正副会長

(3) 年間事業スケジュールの確認について

昨年の広報第1号を参考に年間スケジュールを作成することとした。

(4) 講習会での人材育成について

LL財団から専門研修（専門研修課程Ⅱ）の講義の講師並びに演習に参加する方を各地区から2名づつ推薦することとした。ゆくゆくは、実績を重ねて法人化した際に、県から研修会を受託し、本会で運営できるよう講師できる人材を育成していく必要性を再確認した。

(5) その他

その他情報交換で、福本会長から来年度に向けて日本協会では会費を現2千円から5千円へ値上げするようだと話された。そのことを受けて理事の皆さんから段階的に会費の値上げができないのか？など様々な意見が出たのだが、秋田県としては会長名で日本協会へ意見書を提出し無条件に会費値上げの賛成をしないこととした。

第3号 （発行日 平成20年8月1日） 年2回発行

発行 秋田県介護支援専門員連絡協議会

事務局 〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉協議会内

Tel: 018-864-2715 Fax: 018-864-2702

E-mail: shisetsu@akitakenshakyō.or.jp

広報部会

長尾良子（中央地区介護支援専門員協議会）

渡部 勝（県南地区介護支援専門員協議会）

袴田光樹（県北地区介護支援専門員協議会）

山崎弘子（中央地区介護支援専門員協議会）

岩谷淳志（中央地区介護支援専門員協議会）

綿貫 哲（県南地区介護支援専門員協議会）